

平成28年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成28年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成28年9月12日(月) 午後2時～午後2時50分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 松岡会長 池田委員 大杉委員 尾形委員 近藤委員 鈴木委員 吉田委員 (事務局) 後藤参事 松井副課長 鶴谷係長 吉野主事 (傍聴者) なし
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 審議</p> <p>(会長) ただいまの事務局からの答申案について意見はあるか。</p> <p>(委員) 答申案の内容についてだが、罹災証明書の発行と被災者台帳の作成という文言が2回入っているので、1回でよいのではないか。</p> <p>(事務局) 1つ目は援護を実施する体制を確立する必要があるということにかかっている。</p> <p>(委員) 確かに、事務の種類ではなく理由に記載してもよいと思う。</p> <p>(委員) 種類の記載は短くしてよいと思う。「この」より前を削除するか。理由の2行目に削除した部分を追加してはどうか。</p> <p>(委員) 「罹災証明書を遅滞なく交付できるようにする必要がある。」ではどうか。</p> <p>(委員) 被災者台帳と罹災証明書の違いは何なのか。</p> <p>(事務局) 被災者台帳には住民基本台帳の情報や税情報が記載されており、その台帳を基に罹災証明書を発行することとなる。</p> <p>(委員) 法律上はこの答申案の内容どおりの順番であるが、実情がそうであるならば逆になるのではないか。</p>	

- (委員) 逆にすべきである。
- (委員) 被災者台帳の作成と罹災証明書の交付の順序がよくわからない。
- (事務局) 住民基本台帳の情報及び税情報を取り込むに当たって、担当課は被災者からの罹災証明書発行の申請受付や、被害状況の聴取をすることで、被災者台帳の作成を行う。そこで作成された被災者台帳を基に、各被災者への援護を行う。罹災証明書の発行がその一つである。
- (委員) 罹災証明書の発行が目的ではないのか。被災者台帳の作成も目的であるのか。
- (委員) 災害対策基本法第90条に規定されているので、被災者台帳の作成についても目的となるのではないか。
- (委員) 体制の確立を文言に含めるのであれば、順番も考えなければならない。
- (委員) 被災者台帳の作成はできる規定である。
- (委員) 修正した順番でよいのではないか。
- (委員) 市民にとっては罹災証明書の発行が一番に望むことであると思うので、被災者台帳の作成が先に来ることには違和感がある。
- (会長) ここまでの意見をまとめると、類型の内容は「被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付のため、固定資産税担当課が保有する家屋課税台帳に登録されている個人情報を利用すること。」とし、理由の内容は「災害時における被災者の援護を総合的かつ効果的に実施する体制を確立するためには、家屋課税台帳に登録されている個人情報を利用して被災者台帳を作成する必要がある。また、遅滞なく住家の被害の状況を調査し、家屋課税台帳に登録されている個人情報を利用して災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付できるようにする必要がある。ただし、利用する個人情報は被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付に必要な範囲に限る。」とすることによろしいか。他に意見はないか。
- (委員) 罹災証明書が発行されるのは災害時のみであるのか。火災の際には発行されないのか。
- (委員) この答申については、災害時のみの適用ということか。
- (委員) この災害対策基本法に規定されている「災害」についてのみの適用ではないか。
- (事務局) 火災の際の罹災証明書の発行について、事務局より消防本部に確認しておく。また、災害以外に何か生じた場合の罹災証明書の発行を想定しているかも合わせて確認しておく。
- (委員) 平成24年の南部豪雨災害の際には、このシステムは利用していないのか。
- (事務局) 平成24年の際は類似したシステムを利用した。利用の実績等を踏まえて、今回京都府が共同利用型として正式にシステムの導入を検討しているということである。
- (委員) 宇治市以外の市町村が宇治市のデータを確認することはあるのか。
- (委員) 他市町村から応援に来た職員が、宇治市においてシステムを利用することは予

平成28年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

想される。

(委員) 消防においても罹災証明書を発行しているようである。今回の諮問については火災時の罹災証明書の発行とは別に考えてよいと思う。

(会長) よろしいか。先ほどの答申の内容で確定ということで、本件審議事項については終了とする。

4 その他連絡事項等について

事務局から、その他連絡事項等について説明が行われた。

5 閉会

(会長署名)